

令和元年 第29回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年11月27日(水) 午後3時00分～
2. 開催場所 農村環境改善センター 1階 農事研修室
3. 出席委員 (15人)
4. 欠席委員 (4人)
5. 議事録署名人の指名について (2人)
6. 議案日程
 - 議案第 34号 農地法第3条の許可申請について (6件)
 - 議案第 35号 農地法第4条第1項の許可申請について (3件)
 - 議案第 36号 農地法第5条第1項の許可申請について (1件)
 - 議案第 37号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (1件)
7. 農業委員会事務局職員 (4人)

8. 会議の概要

○事務局長

一同、礼。只今から第29回東温市農業委員会を開会いたします。本日の農業委員の出席は、農業委員総数19名中15名です。〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんから欠席の連絡を受けております。定足数を超過しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることをご報告いたします。本日はこの後、合同会を開催します。長時間になりますがよろしくお願い致します。開会にあたり会長よりご挨拶を頂きます。

○会長

皆さんご苦労様です。初冬になったり、晩秋になったり、不思議な気候が続いております。この後、合同会がありますので、さっそく審議に入りたいと思います。よろしくお願い致します。

○事務局長

ありがとうございました。では、審議進行を会長よりしていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（会長）

議事録署名人の指名についてですが、本日は、13番 〇〇委員さん、14番 〇〇委員さん、よろしくお願い致します。さっそく審議に入ったらと思います。議案第34号、農地法第3条の許可申請について、事務局より説明願います。

○事務局

議案第34号、農地法第3条の許可申請について

1番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、畑、442㎡、〇〇、畑、138㎡、合計2筆、合計面積は580㎡です。譲受人の耕作等の状況ですが、権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は米、季節野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、耕うん機、田植機、軽トラックです。労働力は常時3人で、本人、父、妻になります。耕作面積は、7,658㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

譲渡人の〇〇さんと、譲受人の〇〇さんは兄妹であります。〇〇さんが相続して、この土地を所有しておりましたが、5ページの地図を見ていただいたら分かりますように、

〇〇さん宅の裏と西側の土地です。時々、〇〇さんが〇〇市から来て野菜を作っておりましたが、病気を患いまして、車に乗れなくなりました。それで、この際、身内の〇〇さんに譲りたいという事で今回申請がありました。〇〇さんにつきましては、野菜畑が自宅から遠くにありまして、この土地を野菜畑として作りたいということです。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして2番をお願いします。

○事務局

2番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、956㎡、〇〇、田、1,080㎡、〇〇、田、674㎡、〇〇、田、544㎡、〇〇、田、858㎡、〇〇、田、1,346㎡、合計6筆で、合計面積は5,458㎡です。権利内容は、賃借権設定の5年間です。作付作物は米と野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、管理機、耕うん機です。労働力は、常時本人1人、臨時で妻1人です。耕作面積はございません。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。〇〇さんにつきましては、東温市では新規就農ということになりますので、11月19日午前9時から〇〇委員さんにもご同席頂きまして、面接を実施しています。別紙1をご覧ください。年齢は〇〇歳。農地法第3条第2項該当の有無について確認をしております。第1号、不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止ですが、8年間、農業法人に勤務しており、必要な技術を習得しています。農機具については、トラクター、田植機、コンバイン、小型ポンプ、草刈機、動力散布機、耕うん機を保有しております。第2号、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止ですが、該当ありません。第3号、信託の引受けの禁止ですが、該当ありません。第4号、農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止ですが、専業農家で行い、常時1人で本人、臨時で奥さんが行います。第5号、下限面積の制限ですが、取得見込面積が、田、5,458㎡ですので、要件を満たしております。第6号、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止ですが、該当ありません。第7号、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止ですが、周辺農家との繋がりを維持し、作業の手伝いや情報交換を行う。また、農道、水路等の維持管理作業や農業の維持発展に関する話し合い活動に参加する、ということです。農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

地図6ページをご覧ください。丸で囲んでいる所で、国道11号線付近、6筆あります。これまで別の方が利用権を設定しておりましたが、耕作者に子供さんができるので、期間終了後、〇〇さんが引き継いで耕作を行うとの事です。〇〇さんは、〇〇市から〇〇に車で来て、農業をするそうです。既に平成30年9月に農業法人を退職しまして、トラクター、田植機、コンバイン等を購入しており、今後、米、野菜を作って出荷したいとの事です。野菜は、個人で各マーケット、農業法人〇〇、産直市等に出す予定との事です。ミニトマト、里芋が中心です。米は、乾燥機を持っていませんが、〇〇在住の知り合いの手伝いをしながら、合間に乾燥機を使わせてもらうそうです。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして3番をお願いします。

○事務局

3番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、200㎡、〇〇、田、2,021㎡、合計2筆で、合計面積が2,221㎡になります。権利内容は所有権移転の贈与。作付作物は、米、季節野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、軽トラック、田植機、草刈機です。労働力は常時3人で、本人、父、母になります。耕作面積は、11,981㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

地図7ページをご覧ください。丸の中にあります〇〇さんと、〇〇さんのお父さんとは兄弟です。〇〇さんが亡くなられて、息子さんの名義にしておりましたが、息子さんも亡くなられて、〇〇さんの名義にしました。この田は何年も〇〇さんが耕作しておりまして、今回、〇〇さんが管理に困るので、〇〇さんに譲りますとの事です。〇〇さんは仕事をしておりますが、お父さんお母さんもご健在で、田を耕作しておりますので問

題は無いかと思えます。ご審議よろしくお願ひします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして4番についてお願ひします。

○事務局

4番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、2、120㎡、○○、田、1、511㎡、合計2筆で、合計面積が3、631㎡になります。権利内容は所有権移転の売買。作付作物は米です。主な農機具の保有状況は、田植機、トラクター、コンバイン、軽トラックです。労働力は常時2人、本人、父、臨時で2人、妻、母です。耕作面積は、21、195㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましても、地元、○○委員さんお願ひします。

○委員 ○○委員

地図8ページをご覧ください。ここはさくらの湯に行く大きな通りで、○○は、ほ場整備している土地です。○○さんは体調をくずしておりまして、後継者もいないので、これまでお兄さんが借りて作っておりましたが、○○さんに売りたいということです。○○さんは農地を5反持っておりまして、熱心に農業をしております。問題はないかと思えます。ご審議よろしくお願ひします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして5番についてお願ひします。

○事務局

5番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、155㎡、○○、田、2、562㎡、○○、田、1、401㎡、合計3筆、合計面積は4、

118㎡です。権利内容は賃借権設定の5年です。作付作物はチンゲンサイ、コマツナ等です。主な農機具の保有状況は、耕うん機です。労働力は、常時1人で本人です。耕作面積はありません。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということですが、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農ということになりますので、11月21日午前11時から〇〇委員さんにもご同席頂きまして、面接を実施しています。別紙1の3ページをご覧ください。農地法第3条第2項該当の有無について確認をしております。第1号、不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止ですが、農業関係の業務に13年従事しており、耕作に必要な技術は習得している。農機具については、耕うん機を所有しており、今後、トラクターの購入も検討している。第2号、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止ですが、農地所有適格化法人以外の法人による権利取得ではありません。第3号、信託の引受けの禁止ですが、該当ありません。第4号、農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止ですが、専業農家で行い、常時本人1人で行います。第5号、下限面積の制限ですが、取得見込面積4,118㎡で、田、3,963㎡、畑、155㎡を取得見込です。第6号、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止ですが、該当いたしません。第7号、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止ですが、地元農家、JAの指導助言を受けながら、必要な知識、技術を習得していきます。また、農道、水路等の維持管理作業や農業の維持発展に関する話し合い活動等に参加する、ということです。農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、私が地元ですので、説明をしたいと思います。〇〇さんと〇〇さんは叔母と甥の関係であります。〇〇さんはずっと農業関係に従事しておりまして、現在もチンゲンサイ、コマツナを中心に耕作、学校給食への出荷をしております。地図9ページの〇〇さんの所に現在、住んでおります。現地確認もしましたが、チンゲンサイ、コマツナを作っております。他にパパイヤ、甘栗もしております。本人には〇〇地区の担い手として、頑張っておりたいと言っております。真面目な青年であります。審議よろしくお願ひします。この件につきまして、意見、質問ありましたら、お受けします。

○委員 〇〇委員

確認結果の中で農業関連の業務に13年間従事とありますが、具体的にはどのような事でしょうか。

○事務局

この方は〇〇の大学に行っておりました。〇〇県内で果樹の栽培、特にハウスマンゴーの栽培などをしておりました。この農業経験を生かして現在、こちらで、野菜を作っております。また、海外にも1年滞在しておられたそうです。

○議長（会長）

他にありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして6番お願いします。

○事務局

6番 譲渡人 ○○ ○○さん、持分2分の1。譲受人 ○○ ○○さん。土地は○
○、田、1, 640㎡。権利内容は所有権移転の売買です。作付作物は、米、季節野菜。
主な農機具の保有状況は、耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機、トラクターです。
労働力は、常時2人で本人、妻になります。耕作面積は、10, 236㎡です。周辺農
業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しな
い為、許可要件をすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましても、私の範囲ですので、説明させていただきます。地図10ペー
ジをご覧ください。この土地を借りて、○○の協同育苗を行っております。○○さんは
○○さんの叔母になります。○○さん宅が分家になります。○○さんは○○市に住んで
おり、高齢ですので、以前から、誰か買って欲しいと話を聞いておりました。今回、○
○さんからお話があり、うまくまとまったようです。○○さんも○○歳と高齢ですが、
後継者が玉ねぎをしておりますので、十分やっていけるとおもいます。ご審議よろしくお
願いします。

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続いて、議案第35号農地法第4条第1項の許可申請
について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第35号農地法第4条第1項の許可申請について

7番 転用者 ○○ ○○さん、土地 ○○、畑、515㎡です。都市計画区域は市
街化調整区域。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない
農地という理由から第2種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的
は太陽光発電施設です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

地図11ページをご覧ください。現在この土地には、大きな桐の木が15、6本伸びており、葉が散って、何年も前から近所迷惑になっております。切っても、高齢のため、耕作できないので、太陽光発電をしたいという事です。近所には家もなく、了解をもらっているようです。ここには水路がありませんので、畑としても難儀な所です。問題はないかと思えます。審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして8番をお願いします。

○事務局

8番 転用者 〇〇 〇〇さん、土地は〇〇、田、1, 210㎡。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地ということで、水道管、下水道管、ガス管のうち、2種類以上が埋設されている道路の沿道で、容易にこれらの便益を享受でき、且つおおむね500メートル以内に二つ以上の教育施設、医療施設、都市公園等の公共公益的施設がある事から第3種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は貸露天駐車場です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

地図12ページをご覧ください。地主の方は定年退職して帰ってきました。今までは近所の方に耕作をしてもらっていましたが、宗教法人なら固定資産税がかからないという事で、〇〇寺さんに無償で駐車場として貸す話ができたらしいです。10年後どうなるか分かりませんが、今のところ問題は無いかと思えます。審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○委員 〇〇委員

何台くらい置く予定ですか。

○事務局

この貸露天駐車場は、車が20台と大型バスが2台置ける計画で利用計画が出ております。当初、地面には砂利を敷く予定です。

○委員 ○○委員

駐車場の契約期間はどの位ですか。

○事務局

許可が下りてから10年間です。無償で貸したいとの事です。

○議長（会長）

他にありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして9番お願いします。

○事務局

9番 転用者 ○○ ○○さん、土地は○○、田、644㎡。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地ということで、水道管、下水道管、ガス管のうち、2種類以上が埋設されている道路の沿道で、容易にこれらの便益を享受でき、かつおおむね500メートル以内に二つ以上の教育施設、医療施設、都市公園等の公共公益的施設がある事から第3種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は農家住宅です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんお願いします。

○委員 ○○委員

地図13ページをご覧ください。土地は、○○小学校と、幼稚園の北側の○○の所です。○○さんは○○工業団地の○○の手前に住んでおりましたが、立ち退きになりますので、土地を探しておりました。小学校の北側に自分の土地がありましたので、ここに農家住宅を建てたいとのことです。出来るだけ早く建てたいとの事です。公共工事の立ち退きですので、よろしくお願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案36号農地法第5条第1項の許可申請についてお願いします。

○事務局

議案36号農地法第5条第1項の許可申請について

10番 貸付人 ○○ ○○さん、土地は○○、畑、424㎡、○○、畑、140㎡、○○、畑、1,226㎡、○○ ○○さん、土地は○○、畑、345㎡の内52㎡、○○ ○○さん。土地は○○、田、325㎡の内54㎡、○○、畑、638㎡の内58㎡、借受人 ○○ ○○さん。建設業を営んでおります。土地の合計6筆で、合計面積が1,954㎡になります。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地ということで、農振整備計画において定めた農地区域内にある農地という理由で農用地区域内農地として判断されます。転用目的は現場事務所、資材置場、仮設作業用道路で、一時転用になります。権利内容は使用貸借権設定です、国土交通省発注の堰堤工事する予定の管理用道路の工事で一時転用となっております。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんお願いします。

○委員 ○○委員

地図14ページをご覧ください。○○の○○地区で、○○川を渡りまして、○○線の南側です。この土地の裏側が山手になっております。以前から山が急傾斜地で、鉄砲水が出て、床下浸水も出ていました。砂防ダムがないと不安でした。今回、やっと国交省の許可をもらって砂防ダムを造ることになりました。この砂防ダムを造る準備のための進入路と現場事務所を作る申請です。審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありましたが、この件につきましては、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○委員 ○○委員

もう、重機を入れて、工事を始めていませんか。見間違いではないと思いますが、土砂を積んで、電線にカバーをして、作業を始めていたように思います。

○議長（会長）

それが事実であり、許可以前に行われているならば、委員会として何らかの処置が必要です。

○委員 ○○委員

通常の田んぼの状態ではないのは事実です。

○議長（会長）

国交省の事業だけに公共工事ですし、事務局で確認してください。もし、そういう事態であれば、始末書等を提出していただかないといけません。

○委員 ○○委員

前は笹や草が生い茂っていたのに、きれいに整地されていて、近所の方に聞こうかと思っていました。確認して下さい。

○議長（会長）

では確認して、始末書を書いていただきますか。市の農業委員会が、国交省の事業の公共工事をストップするのもどうかと思いますので。

○委員 ○○委員

農業委員会も国交省の事業の公共工事を聞いておかないといけないと思います。

○事務局

今回は顛末書と始末書を提出してもらおうと思います。

○委員 ○○委員

申請はいつ出ましたか。

○事務局

11月11日です。2週間前です。写真を添付されていた時は、まだ草の生えている状況でした。業者から出ている工事契約期間は、11月6日から来年の7月31日までです。業者は転用許可がそこまで必要なのか分からなかったのかもしれませんが。

○委員 ○○委員

しかし、それは常識でしょう。

○議長（会長）

確かに○○さんは、あちらこちらで事業をしております。

○委員 ○○委員

知らなかった、ではいけないと思います。

○事務局

事務局から指導いたします。

○委員 ○○委員

砂防ダムの現場はどこですか。

○事務局

かなり上です。この地図でしたら右の下の方です。確認しておきます。

○議長（会長）

では、事務局に確認してもらい、工事が始まっていれば、顛末書と始末書等を提出してもらったと思います。採決はどうしましょう。

○委員 ○○委員

今回のことは、知らなかった、で済まされないことだと思いますが。

○委員 ○○委員

土を戻す等の指導をしておかないと、他にも同じことをする業者が出てきますし、顛末書と始末書とか書類だけで済ませて良いのか、今後、別の申請を出すのなら特に言っておかないといけないと思います。

○委員 ○○委員

事務局に確認してもらって、事実だったらそれなりに対処してもらったらどうですか。

○議長（会長）

では、今回は保留にさせていただき、1月の委員会で審議するという事でいかがでしょうか。他に意見ありませんか。

○事務局

もちろん現場確認には行きますが、国交省の事業の公共工事という事もありますので、今回採決していただきたいと思います。

○委員 ○○委員

しかし、これは確信犯でやっています。国交省の事業の公共工事なので、委員会も当然通るものだと思っています。

○議長（会長）

採決は保留して次回に再度申請してもらおうという考えと、条件付きで採決する考えとで決めてはいかがでしょうか。他にありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

挙手をしていただいて良いでしょうか。1ヵ月猶予して、是正して、業者を指導し再度申請させるという方に賛成される方、挙手をお願いします。

（ 挙手多数 ）

条件付きで承認される方の挙手を求めます。

(挙手少数)

賛成多数で、1月の委員会で申請をしていただき、採決をするという事にします。公共事業ですので、農業委員会としても問題は無いかと思えます。今回は手続きの意義での保留です。続きまして、議案37号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてお願いします。

○事務局

議案37号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、用途区分変更です。農用地から農業用施設用地への変更で転用許可の不要な案件になります。

11番 所有者、申出者ともに ○○ ○○さん、土地は○○の一部、田、1,351㎡の内157.70㎡。都市計画は都市計画区域外。農地区分は農用地区域内農地、農振整備計画において定めた農地区域内にある農地という理由で農用地区域内農地として判断されます。転用目的は農業用施設用地。開発許可は不要。転用許可は不要。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんお願いします。

○委員 ○○委員

地図15ページをご覧ください。道路を挟んで申請人さんの家です。地図右側の真ん中辺りに○○小学校があります。小学校の西辺りです。○○さんは米作中心で野菜、ナス、葱等を作っております。地元でもたくさんしてございまして、認定農業者でもあります。前から倉庫が狭くていけないと言っておりまして、コンバインも2台あります。ほ場整備をしている田ですが、農業用施設用地として問題は無いかと思えます。審議よろしくお願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。

以上で、本日の議案は、全て終了しました。